



日医工医業経営研究所 + 北陸銀行

MEDICAL PRACTICE SEMINAR

NO.2

医療行政・経営情報から金融税制に関する情報まで、
医業に関する様々な情報を伝えします。

医療と消費税

日医工医業経営研究所

1. 消費税の課税対象

消費税とは消費全般に広く課税する間接税です。事業者が申告と納付を行いますが、負担は最終の消費者が負います。

消費税は全ての消費財に課税される訳ではありません。課税の対象となるものは、①国内において行うもの（国内取引）であること。②事業者が事

業として行うもの。③対価を得て行うことであること。④資産の譲渡、資産の貸付、役務の提供であること。の4つを全て満たすものになります。また年商1千万円以下の事業者なども課税対象から除外されます。

人件費としての給与などは不課税です。課税対象の中にも非課税や免税と定義されるものがあり、非課税は13

分類が指定されています。その中には保険診療や介護福祉サービス、また助産に関するサービスなどの医療関連の3分類が含まれています。〔図1〕

医療機関では保険診療においては患者さんから消費税を徴収しません。しかし仕入れには消費税が付加されており、医療機関が消費税の最終負担者となります。そこで診療報酬に消費

〔図1〕消費税非課税13分類

① 土地	② 有価証券	③ 利子・保険料	④ 切手・印紙・証紙	⑤ 国等の手数料	⑥ 労災等医療の給付等	⑦ 介護福祉サービスの提供等	⑧ 助産に関するサービスの提供等	⑨ 埋葬料・火葬料	⑩ 身障者用の物品	⑪ 学校の授業料	⑫ 教科書図書	⑬ 住宅賃貸料
非課税となる医療関連商品												

〔図2〕診療報酬と消費税

平成元年4月 消費税3%（導入時）	
改定率（消費税3%相当分）	+0.76%
診療報酬本体部分	+0.11%
薬価部分	+0.65%
平成9年4月 消費税5%（2%アップ）	
改定率（総合計）	+0.38%
(消費税2%アップ分)	+0.77%
診療報酬本体部分	+0.32%
薬価部分	+0.45%
(消費税以外の評価分)	-0.39%
診療報酬本体部分	+0.93%
薬価部分	-1.32%

医療機関における控除対象外消費税(損税)問題



1. 消費税の概要および医療機関における消費税の取り扱い

まず、一般事業者を例に消費税の仕組みをご紹介します。自動車メーカー(以下N社)が機械メーカー(以下M社)から部品を仕入れ、消費者へ完成車を販売する例です。

N社は部品を仕入れる際、仕入価格に消費税分を上乗せした代金をM社へ支払います。また、消費者はN社から完成車を買うときに、消費税込みの代金を支払います。N社は消費者から受け取った消費税(仮受消費税)から仕入時に支払った消費税(仮払消費税)を差し引いた額を納付するため、「最終消費者」のみが消費税を負担することになります。[図1]

次に、医療機関における消費税の取り扱いをみていきます。医療法人(以下C)が医療機器メーカー(以下A社)から医療機器を仕入れ、患者に保険診療を行うケースを考えます。

CがA社から医療機器を仕入れる際、消費税込みの代金を支払います。一方、保険診療は非課税であり、患者はCに対し、自己負担額(診療報酬の3割)のみを支払います。そのため、本来最終消費者(=患者)が負担するはずの消費税をCが全額負担しなければなりません。これを「控除対象外消費税(以下損税)」といいます。[図2]

2. 控除対象外消費税(損税)の現状

医療機関の損税負担は遙増傾向にあります。日本医師会等の調査によると、私立医科大学29病院の損税総額は10期で77億円増加しています。[図3]

日医総研によると、1施設あたりの損税金額(平成19年度)は、無床診療所で260万円、有床診療所で561万円、病院で1億70万円です。更に、損税の保険診療収入に占める割合は、無床診療所および病院で2.2%、有床診療所で2.0%と、いずれも2%超となっています。

平成24年8月の消費税増税法成立により、消費税率が段階的に引き上

[図1]消費税の仕組み(自動車メーカーを例に)



[図2]医療機関における消費税の取り扱い(※保険診療のケース)



※自由診療部分は課税取引となるため、原則的に損税が発生しません。

[図3]医療機関(私立医科大学29病院)における損税総額の年度別推移



参考:日本医師会・日本私立医科大学協会資料を基に作成

げられ、2014年4月に8%に、2015年10月には10%へ上昇します。そうなると、医療機関における損税負担額も上昇し、損税が医療機関の収益をさらに圧迫することとなります。

3. 控除対象外消費税(損税)問題に対する現行の対応

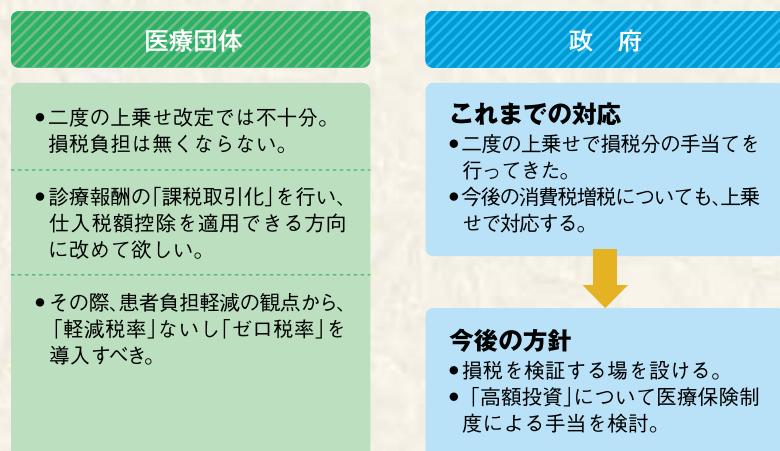
国(厚生労働省、財務省等)は、平成元年(消費税導入時)と平成9年(消費税3%から5%へ)にそれぞれ0.76%、0.77%の診療報酬上乗せを実施し、損税に対する手当を行ってきたと主張しています。

これに対し、医療機関側は①上乗せ改定が実施されたのは約4,000項目のうち僅か36項目に過ぎないこと、②2000年以降診療報酬のマイナス改定が多く、上乗せ効果が薄れること、③包括評価への移行に伴い、上乗せ分を確認できない項目があること等を挙げ、現行の対応では不十分としています。

経常利益率が数%といわれる医療業界では、消費税率の引き上げが死活問題となりかねません。そのため、医療機関側は仕入税額控除の適用を目的とした診療報酬の「課税取引化」を求めていました。具体的には、患者の納税負担軽減のため、診療報酬にかかる「軽減税率」や「ゼロ税率」等の導入を要求しています。[図4]

ゼロ税率とは、保険診療を課税取引

[図4]控除対象外消費税(損税)にかかる議論



化する際、その消費税率を0%にすることで免税と同意です。ゼロ税率の特徴は、①保険診療が課税取引とみなされ医療機関は仕入税額控除を受けられる点、②税率0%であり、患者負担が増加しない点、の2点が挙げられます。

図2の例でみると、患者はこれまでと同様に自己負担額のみをCに支払います。Cは仕入の際、A社に対して消費税5,000千円を支払いますが、Cの診療収入は課税売上とみなされ、仕入税額控除を受けられます。ただ、Cは患者から消費税を受け取っていないため、仕入にかかった消費税額5,000千円について、税務署から還付を受けることになります。

国は、損税の実態調査や高額投資に

対する手当等に関しては前向きな姿勢を示していますが、保険診療の課税取引化に対しては慎重な姿勢をみせています。その理由として、第一に課税取引化には法改正が必要なこと、第二に損税収入の減少をどこでカバーするのか検討しなければならないこと、第三に還付にかかる事務負担の増加、といったことが挙げられます。

医療機関における損税問題の解決にはまだまだ時間を要する見込みです。しかし、消費税増税は目前に迫っており、医療機関の損税負担増加は避けられない状況です。医療機関は収益確保のため、従来以上のコスト削減に取り組むことが必要になります。

会社概要

株式会社日医工医業経営研究所

社名 株式会社日医工医業経営研究所(略称 日医工MPI)
Nichiko Medical Practice Institute Co.,Ltd.

設立 2011年9月1日

所在地 〒930-8583
富山県富山市総曲輪1丁目6番21号
TEL: (076) 442-1364
FAX: (076) 415-1600

株式会社北陸銀行

社名 株式会社北陸銀行
THE HOKURIKU BANK, LTD.

設立 1943年7月31日(創業1877年8月26日)

所在地 〒930-8637
富山県富山市堤町通り1-2-26
TEL: (076) 423-7111
FAX: (076) 423-7523